

## 石川県行政庁舎14階ワークラウンジ整備業務委託 企画提案に係る質問と回答

整理番号	質問書受付日	資料名該当頁	質問	回答
1	R7.7.22	募集要領3(5)	提出書類にある定款の写しおよび登記事項証明書の登記事項証明書は写しでも良いでしょうか。	取得日と記載内容がわかれば写しで構いません。
2	R7.7.22	募集要領3(1)	共同企業体とは 契約者(受託者)が2社以上ということでしょうか。受託者の下請け企業も含むのでしょうか。それとも契約者(受託者)の下請けは再委託先・外部協力者となるのでしょうか。	共同企業体は、契約者が2社以上で構成されているものを指します。契約者の下請け企業は、契約者から業務の一部を委託されている立場であるため、契約者には該当せず、再委託先・外部協力者となります。
3	R7.7.22	仕様書4(2)ア(ウ)	委託詳細の中の定例会の開催は WEBによる開催も可能でしょうか。また開催されるWEB又は対面の定例会の回数の制約、例えば何回以上開催のことなどの制約はありますか。	定例会はWEBでの開催も可能です。ただし、現地確認が必要となる場合は対面開催としてください。回数の定めはありませんが、県が希望したときは遅滞なく開催してください。
4	R7.7.25	募集要領3(5)	企画提案書の枚数は決まっていますか	募集要領3(5)①および②の企画提案書は最大で15枚とします。
5	R7.7.25	募集要領5	企画提案書の採点については、どなたが点数を付けますか。例えば県庁職員の方全員にどの提案書が良いかアンケートを取ってでしょうか。又はプロジェクトメンバーの方のみでしょうか。	審査会でプレゼンテーションを行い、プロジェクトメンバーが採点します。
6	R7.7.25	募集要領1、仕様書1	今回整備の目的に(業務効率の向上、コミュニケーションの活性化、ABWの推進、福利厚生)等書かれていますが、これらについて優先順位はありますか。	優先順位は記載順です。
7	R7.7.25	—	今回のワークラウンジに最も期待することは何でしょうか。	No.6のとおりです。
8	R7.7.25	—	現在の県庁内での働き方に対する課題は何でしょうか。	業務の目的にあるとおり、さらなる業務効率化等が必要と考えています。
9	R7.7.25	仕様書4(2)エ	45席の座席数にはミーティングスペースなども数に含めていいのでしょうか。	ミーティングスペースの席数も含めます。
10	R7.7.25	—	今回のワークラウンジの利用方法の想定を教えてくださいませんか。	利用対象は職員のみです。職員がモバイルPCを持参して、ラウンジ内の好きな席で業務をおこないます。これ以外の利用方法は提案事項とします。
11	R7.7.25	—	部門を超えた繋がりは必要でしょうか。	部門が異なるメンバーとのコミュニケーションの活性化、と解釈しました。ワークラウンジにより、コミュニケーションが活性化することは必要と考えます。
12	R7.7.25	—	他部署との結びつきは強いでしょうか。	比較対象がないため強いかどうかはお答えしかねますが、プロジェクトによっては他部署と連携して行うものもあります。
13	R7.7.25	仕様書4(2)エ	利用促進を高めるためICT機器を使用して運営することが望ましいと思われるが、ICT・システム導入はご提案まででよろしいでしょうか。	オフィス構築必要最低条件には含まないため提案は必須ではありませんが、実施要領5<評価基準表>の独自提案として加点対象になります。なお、ICT・システム導入の提案は、仕様書4(2)オ～クの対象外です。
14	R7.7.22	—	県側の改修工事のおおよそのスケジュールが決まっているならご教示ください。	レイアウト確定後、一か月半程度の工期を想定しています。(電源工事は什器調達と同時進行予定)
15	R7.7.22	図面	個室ブース設置にあたり消防法に抵触するかどうか確認が必要のため、非常スピーカーの位置をご教示ください。	スピーカー位置図を添付します。

16	R7.7.25	仕様書4(2) オ	調達する製品は、「調達する物品の基準」にISOとJIS認定メーカーで製造された製品であること書かれていますが、どちらかの基準を満たしている製品であれば良いでしょうか。	どちらか一方ではなく、どちらも満たしているメーカーの製品とします。
17	R7.7.25	仕様書4(2) オ	日本オフィス家具協会の定める品質基準を満たすものと書かれていますが、日本オフィス家具協会に加盟参加していない会社の製品を使用する場合、製品の保証に関する資料(証明書)を出すことでよろしいでしょうか。	当方では製品の保証に関する資料(証明書)の内容が、日本オフィス家具協会の定める品質基準を満たすものかどうかの判断ができません。そのため、日本オフィス家具協会に加盟参加していない会社の製品の使用は不可とします。
18	R7.7.25	仕様書(別紙 1)	個室ブース仕様書との違いについてそれぞれサイズには程度と書かれていますが、許容範囲内でしょうか。仕様書メーカーはココヨを想定しております。(以下、個別のメーカーの商品を例示)	例示いただいた製品が許容範囲であるかどうかの回答は控えます。サイズは目安となります。個室ブース仕様書に記載しているタイプ、機能・規格等を満たし、用途として「1人用」「4人用」としている商品で、履行場所に搬入可能な製品であれば、提案可能です。なお、フロアの重量制限は、500kg/m <sup>2</sup> です。
19	R7.7.25	仕様書4(2) オ	造作家具のご提案は良いのでしょうか。良い場合、製造工場に対しても「調達する物品の基準」①②③全て満たすことが条件でしょうか。	造作家具は、例外的に「調達する物品の基準」①②③を満たしていても提案可能とします。ただし、安全性に十分配慮したものを提案すること。
20	R7.7.25	仕様書4(2) エ	部屋縁の中木の張替はしても良いのでしょうか。	可能です。ただし、不燃材料とすること
21	R7.7.18	仕様書4(2) エ	壁面にアンカー等で什器を固定することは可能か。	可能です。ただし、地震対策を行うこと
22	R7.7.18	仕様書4(2) エ	壁面の塗装や、壁紙シートを貼ることは可能か。	可能です。ただし、シート類は不燃材料とすること

13-B (C. B)  
EM-AB1, 2-3P 電  
HP (EM) 1, 2-3OP 電

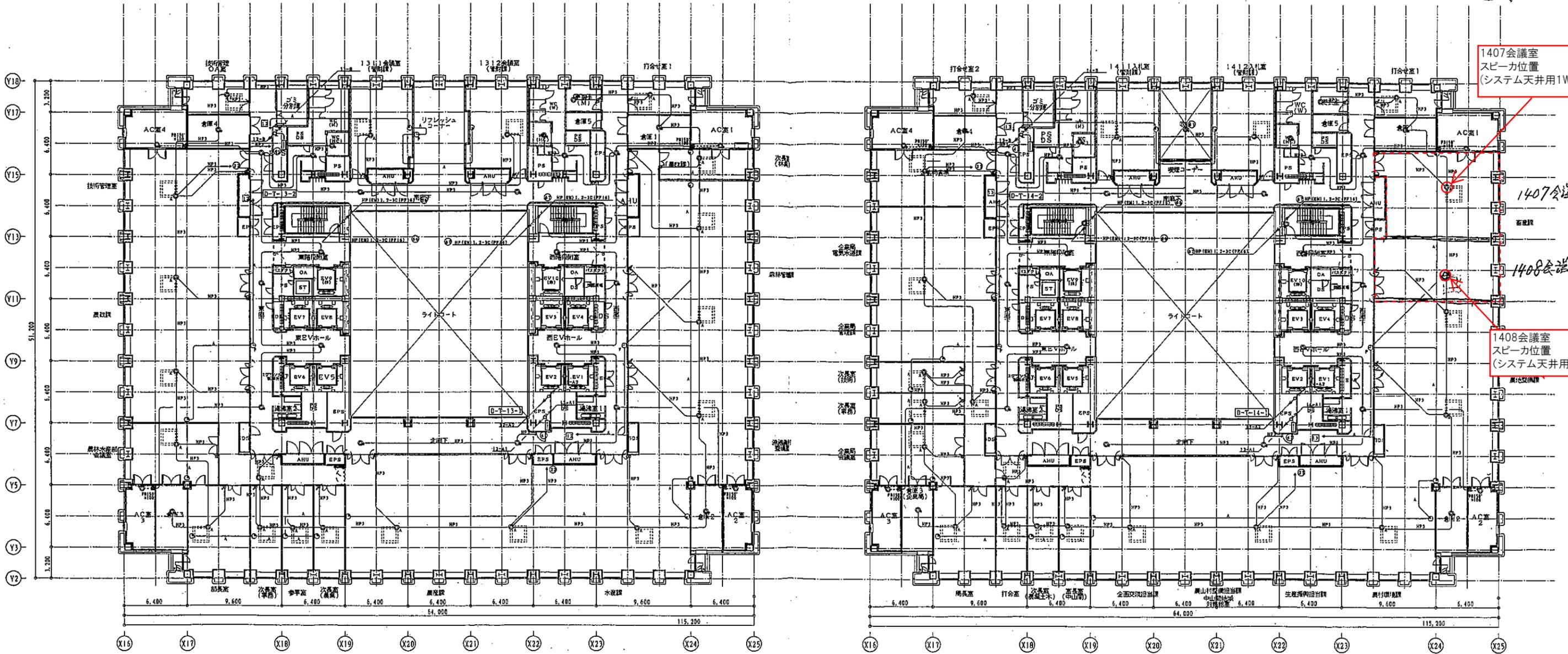
13-A1 (C. B)  
EM-AB1, 2-3P 電  
HP (EM) 1, 2-3OP 電

13-A2 (C. B)  
EM-CPREB1, 2-3P 電

14-B (C. B)  
EM-AB1, 2-3P 電  
HP (EM) 1, 2-3OP 電

14-A1 (C. B)  
EM-AB1, 2-3P 電  
HP (EM) 1, 2-3OP 電

14-A2 (C. B)  
EM-CPREB1, 2-3P 電



1407会議室  
スピーカー位置  
(システム天井用1W)

1407会議室  
1408会議室

1408会議室  
スピーカー位置  
(システム天井用1W)

13階平面図 1:200

14階平面図 1:200

金沢駅・港線側  
(50m道路側)

金沢駅・港線側  
(50m道路側)